

別紙8 電子証明書発行同時申請に関する仕様

電子証明書発行同時申請は、電子証明書発行と設立登記申請を同時に申請する方式である。本方式で申請する場合は、同時申請案件送信 Web サービスを使用して申請する必要がある。電子証明書発行同時申請に関する仕様について以下に示す。

1. 電子証明書発行同時申請の対象様式について

電子証明書発行同時申請が可能な申請書様式を「表 1」に示す。

表 1 申請書様式一覧

No	手続 ID	様式名	1 度に送信する申請数	備考
1	HM0601000100031	登記申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社 (電子証明書発行同時申請用)	1	※No1~No9 のいずれかの 1 申請のみ可
2	HM0601000300031	登記申請書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等 (電子証明書発行同時申請用)		
3	HM0601000500031	登記申請書(個人商人用):商号 (電子証明書発行同時申請用)		
4	HM0601000100041	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし) (電子証明書発行同時申請用)		
5	HM0601000100042	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし) (電子証明書発行同時申請用)		
6	HM0601000100043	登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし) (電子証明書発行同時申請用)		
7	HM0601000100044	登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合)		

		合, 現物出資なし) (電子証明書発行同時申請用)		
8	HM0601000100051	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)		
9	HM0601000100052	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)		
10	HM1390000100001	電子証明書発行申請書	1	

同時申請案件送信 Web サービスは、連件申請案件送信 Web サービスと同様に、電子証明書発行同時申請対象の申請案件を同一セッションにおいて 1 件ずつ送信を行うこと。送信する申請書様式の順序について規定はない。

なお、No8～No9 の申請書様式については定款認証同時申請用かつ電子証明書発行同時申請用であるため、定款認証同時申請用の様式の要件も満たす必要がある。定款認証同時申請用の様式については「別紙 6 定款認証同時申請に関する仕様」を参照。

2. 補正について

電子証明書発行同時申請用の申請書様式について、登記所からの補正指示により補正書を送信する場合は、同時申請案件 Web サービスではなく、単独申請案件送信 Web サービスを使用すること。

なお、電子証明書発行申請書については、現状オンライン申請において補正の取り扱いはない。